

## 市第 138 号議案

## 横浜市スポーツ施設条例の一部改正

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

## 横浜市条例（番号）

## 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

横浜市港南プール	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷プール	横浜市保土ヶ谷区
横浜市旭プール	横浜市旭区
横浜市金沢プール	横浜市金沢区
横浜市都筑プール	横浜市都筑区

第6条第1項中「横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会」を「横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会」に改める。

別表第2 横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の項中「横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会」を「横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会」に、「横浜国際プール、横浜文化体育館及び三ツ沢公園」を「スポーツ施設（スポ

ーツセンターを除く。)及び三ツ沢公園」に、「横浜国際プール等」を「スポーツ施設等」に改める。

別表第3第4号エ中「12分の1を乗じて得た額」の次に「(2時間当たりの利用料金の額を定めているものにあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額)」を加え、同号を同表第5号とし、同表第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール

種	別	単	位	利	用	料	金
個人 利用	プール(横浜市金沢プールを除く。)	1人1回につ き		円 400	中学生以下の者	100	
	プール(横浜市金沢プールに限る。)	1人1回につ き		600	中学生以下の者	300	
	浴場(横浜市金沢プールに限る。)	1人1回につ き		600	中学生以下の者	300	
	多目的室(横浜市都筑プールを除く。)	1人2時間につ き		500	中学生以下の者	250	
貸切 利用	プール	1コース1日 につき		18,000			
	多目的室(横浜市都筑プールを除く。)	2時間につき		1,000			
	駐車場(横浜市保土ヶ谷プールを除く。)	1台2時間につ き		500			
	附帯設備	1式又は1台 、2時間につ き		500			

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プールを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (横浜市公園条例の一部改正)

- 3 横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第6項及び第29条の2第3項中「横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会」を「横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会」に改める。

## 提 案 理 由

横浜市港南プール等について、公の施設として指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（設置）

第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する。

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜市港南プール</u>	<u>横浜市港南区</u>
<u>横浜市保土ヶ谷プール</u>	<u>横浜市保土ヶ谷区</u>
<u>横浜市旭プール</u>	<u>横浜市旭区</u>
<u>横浜市金沢プール</u>	<u>横浜市金沢区</u>
<u>横浜市都筑プール</u>	<u>横浜市都筑区</u>

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者（スポーツセンターの指定管理者を除く。）は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツ施設（スポーツセンターを除く。）の管理に関する業務について、別表第2の左欄に掲げる 横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会 横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会 の評価を受けなければならない。

（第2項省略）

別表第2（第4条第7項、第6条第1項、第16条第1項）

名 称	担 任 事 務
横浜市スポーツ施設等指定管理者 横浜国際プール、横浜文化体育館 選定評価委員会 及び横浜市平沼記念体育館指定管 理者選定評価委員会	スポーツ施設（スポーツセンターを除く。）及び三ツ 横浜国際プール、横浜文化体育館及び三ツ沢公園 沢公園（体育館に限る。）（以下「 <u>スポーツ施設等</u> 」 横浜国際プール等 という。）の指定管理者の候補者の選定、当該指定管理 者による <u>スポーツ施設等</u> の管理の業務に係る評価等に 横浜国際プール等 についての調査審議に関する事務
(省 略)	

別表第3（第13条第2項）

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プ  
ール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール

種 別	単 位	利 用 料 金
個 人 利 用	プール（横浜市金沢プールを除く。）	円 400 中学生以下の者 100
	プール（横浜市金沢プールに限る。）	600 中学生以下の者 300
	浴場（横浜市金沢プールに限る。）	600 中学生以下の者 300
	多目的室（横浜市都筑プールを除く。）	500 中学生以下の者 250
貸 切 利 用	プール	1コース1日 につき 18,000
	多目的室（横浜市都筑プールを除く。）	2時間につき 1,000

駐車場（横浜市保土ヶ谷プールを除く。）	1台2時間につき	500
附帯設備	1式又は1台、2時間につき	500

(5) 備考  
(4)

（アからウまで省略）

エ 施設の貸切利用及び附帯設備の利用が、第3条の規定により規則で定める正規の開館時間以外の時間（以下「時間外」という。）にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、この表に定める当該施設及び附帯設備の1日当たりの利用料金の額に12分の1を乗じて得た額（2時間当たりの利用料金の額を定めているものにあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額）に、1.25を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第28条の2 （第1項から第5項まで省略）

6 市長は、三ツ沢公園の体育館について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市スポーツ施設等指定管  
横浜国際プール、横浜文化体

理者選定評価委員会（横浜  
育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会）（横浜  
市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）別表第2  
の左欄に掲げる横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会  
横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼  
記念体育館指定管理者選定評価委員会をいう。以下同じ。）の意  
見を聴かなければならない。

（第7項省略）

（管理の業務の評価）

第29条の2 （第1項及び第2項省略）

- 3 三ツ沢公園の体育館の指定管理者は、市長が特別の事情がある  
と認める場合を除き、その指定の期間において、第28条の2第1  
項各号に掲げる三ツ沢公園の体育館の管理に関する業務について  
横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会  
、横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指  
定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。